

# 令和8年度八代市文化祭作品展示及び舞台出演に関する規程

## 1. 展示部門

(1)種別 美術・書道・写真・華道・盆栽・押花 など

### (2)作品

- ・作品は全て自作とし、他人の作品と判明した場合は直ちに撤去しなければならない。
- ・危険な作品(劇物・薬物・爆発物など)または、各施設で定めている危険物や持ち込み禁止物については展示できない。

### (3)会場

- ・展示会場は主催者側で確保するが、会場の展示場所については各団体と協議のうえ決定する。
- ・会場の使用にあたっては、八代市文化祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)及び各施設管理者(以下「管理者」という。)の指示に従うこと。

### (4)出品点数

- ・八代市文化協会未加入者(団体)は、美術・書道・写真部門に出品する場合、部門にかかわらず、1人1点までとする。
- ・八代市文化協会未加入者(団体)は、写真部門で、組み写真を出品する場合は、1枚の写真(額縁内)におさめることとする。
- ・同一展示会場の各団体と協議のうえ、展示スペースにふさわしい点数に制限すること。

### (5)作品のサイズ

- ・八代市文化協会未加入者(団体)の作品のサイズは、各部門、下記のとおり規定する。  
(美術部門) 横 100 cm以内(額縁含めたサイズ。ガラス不可。アクリル可。)  
ただし、彫刻・立体については、縦 100 cm×横 100 cm×高さ 200 cm 重さ 50kg以内。  
(書道部門) 作品のサイズは半切以内とする。軸作品は不可。半切の作品は縦のみ。  
(写真部門) 額縁サイズは全紙用とする。(ガラス不可)
- ・その他の部門についても、展示スペースにふさわしいサイズに制限することがある。

### (6)出品者

- ・原則として、同一種別で複数の団体に属している者は、一つの団体のみからの出品とする。
- ・個人と団体の両方に重複して参加することはできない。

### (7)作品搬入・展示・搬出

- ・展示に伴う作品の搬入・展示・搬出は、決められた日時に各団体(個人)の責任で行うこと。
- ・搬入・搬出・展示に伴う会場設営には、各団体で担当者を決め、設営に協力すること。

### (8)責任

- ・展示作品の搬入から搬出及び展示期間中の破損・紛失・盗難については、各団体(個人)が責任を負うものとし、主催者及び管理者は、その責任を一切負わない。

### (9)備品

- ・展示のために必要な備品は、主催者及び管理者と協議のうえ借用することができる。
- ・展示に不足する備品及び道具類は、各団体(個人)が準備すること。

## 2-1. 舞台部門

(1)種別 日本舞踊・洋舞・器楽・民謡・伝統芸能・民俗文化財など

### (2)会場

- ・会場は主催者側で確保する。各団体(個人)は会場の使用規定を遵守し、実行委員会及び管理者の指示に従うこと。

### (3)責任

- ・各団体(個人)の所有物の損傷・紛失・盗難については、各団体(個人)が責任を負うものとし、主催者及び管理者は、その責任は一切負わないものとする。

### (4)出演者・出演団体

- ・同一団体(個人)の複数出演はできない。
- ・個人と団体の両方に重複して参加することはできない。

### (5)出演日程及び演技規定時間

- ・各団体(個人)の出演日程は、申込時の希望日時を基に、実行委員会(舞台部会長)が仮決めし、代表者会議で協議の上、決定する。
- ・出演は、演技規定時間以内で、終了しなければならない。
- ・演技規定時間は、八代市文化協会加入者・団体が15分以内、未加入者・団体が12分以内とする。なお、演技規定時間には、出演者・団体紹介(MC)から演技終了(退場)までに要する時間を含むものとする。
- ・各団体(個人)は、演技前後における道具類・楽器等の搬入・搬出が速やかに進むよう協力しなければならない。

### (6)道具・備品

- ・出演に必要な道具類は、各団体(個人)が準備すること。
- ・備品は、主催者より借用することができるが、その使用にあたっては管理者及び文化祭従事者等の指示に従うこと。

### (7)裏方と役割分担

- ・舞台部門に出演する団体(個人)は、文化祭当日に円滑な舞台進行を行うため、各団体(個人)の参加人数に応じた舞台裏方を選出し、参加申込書に裏方の氏名を記入のうえ提出すること。

#### 【舞台裏方の人数】

参加人数	1～2名の団体	・・・	1名
	3～10名の団体	・・・	2名
	11～20名の団体	・・・	3名
	21名以上の団体	・・・	4名

- ・裏方の役割分担は実行委員会で決定する。

### (8)その他

- ・舞台出演及び観覧者等に関して、別途「八代市文化祭舞台部門注意事項」を定める。

## 2-2. 舞台部門(合唱)

### (1)種別 合唱

### (2)会場

- ・会場は主催者側で確保する。各団体(個人)は会場の使用規定を遵守し、実行委員会及び管理者の指示に従うこと。

### (3)責任

- ・各団体(個人)の所有物の損傷・紛失・盗難については、各団体(個人)が責任を負うものとし、主催者及び管理者は、その責任は一切負わないものとする。

### (4)出演者・出演団体

- ・同一団体(個人)の複数出演はできない。同一種別の団体で代表者が同じであれば、同一団体とみなす。
- ・個人と団体の両方に重複して参加することはできない。
- ・同一種別で複数の団体に属している者は、原則として一つの団体からの出演とし、複数の出演は認めない。ただし、伴奏や団体の出演・発表に支障がある場合など、実行委員会が特に認める場合はこの限りでない。これに該当する団体は規程に従い、速やかに申し出ること。

### (5)出演日程及び演技規定時間

- ・各団体(個人)の出演順は、合唱祭参加団体代表者会議で決定する。
- ・出演は、演技規定時間以内で、終了しなければならない。
- ・演技規定時間は、八代市文化協会加入の有無にかかわらず、10分以内とする。なお、演技規定時間には、出演団体(個人)紹介(MC)から演技終了(退場)までに要する時間を含むものとする。
- ・各団体(個人)は、演技前後における道具類・楽器等の搬入・搬出が速やかに進むよう協力しなければならない。

### (6)道具・備品

- ・出演に必要な道具類は、各団体(個人)が準備すること。
- ・備品については、主催者より借用することができるが、その使用にあたっては管理者及び文化祭従事者等の指示に従うこと。

### (7)裏方の役割分担

- ・裏方の役割分担は実行委員会で決定する。

### (8)その他

- ・舞台出演及び観覧者等に関して、別途「八代市文化祭舞台部門注意事項」を定める。

### **3. その他の部門**

#### **(1)種別 ・短歌 ・茶道など**

#### **(2)会場**

- ・ 会場は各団体又は主催者で確保し、主催者と協議のうえ決定する。
- ・ 各団体(個人)は会場の使用規定を遵守し、実行委員会及び管理者の指示に従うこと。
- ・ 終了後は、会場を使用前の状態に還元し清掃のうえ、ゴミは持ち帰ること。

#### **(3)道具・備品**

- ・ 出演に必要な道具類は、各団体(個人)が準備すること。
- ・ 備品については、管理者と協議のうえ借用することができる。

### **4. その他**

#### **(1)参加辞退時の返金の取扱い**

- ・ 参加費は、参加人数の最終確認後に納付の通知を行う。入金後の返金を行わない。  
最終確認日:第1回代表者会議(7月24日)

#### **(2)参加取消**

- ・ 参加申込書に虚偽の記載があった場合及び実行委員会が不相当と認めた場合、参加を取り消すことがある。また、別に定める規程及び注意事項等を遵守しなかった場合、次回以降の参加を認めないことがある。

#### **(3)疑義等の解決**

- ・ 八代市文化祭開催要項、八代市文化祭作品展示及び舞台出演に関する規程に定めのない事項等については、実行委員会でその都度協議するものとする。